

○通商産業省令第

号

(案)(昭二四八二三)
特許

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特許権の処分の制限等に関する件(昭和二十一年商工省令第二十号)の一部を次のように改正する。

昭和二十四年

月

日

通商産業大臣 稻垣平太郎

第一條及び第二條を削り、第三條を第一條とする。

第四條中「第一條乃至」及び「若しくは禁錮」を削り、「三千円」を「五千円」に改め、同條を第二條とし、第五條を第三條とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令
に關する件に基く特許權等の処分の制限に關する件

第一條 次の各号の一に該當する特許權の譲渡若しくは拋棄、期間の
懈怠その他故意による消滅又はその特許發明の實施權の設定、譲渡
若しくは変更は、通商産業大臣の許可を受けなければ、これをする
ことができない。

次の各号の一に該當する特許權又はその特許發明の實施權を目的
とする實權の設定、移轉又は変更についても同様である。

一 國家会社、機關、金庫、特殊銀行、重要産業団体令による統制
會、統制會社令による統制會社又は通商産業大臣が指定するこれ
らに準ずる者の所有に係る特許權

二 秘密特許の特許權（秘密を解除せられたものを含む。）

第二條 前條第二項第一号に掲げる者の特許出願に係る發明若しくは
その所有に係る特許權については、通商産業大臣の許可を受けなけ

れば予め、特許權の譲渡、特許權を目的とする實權の設定その他特
許權の移轉を生ずるやうな処分に關する契約又はその特許發明につ
いての實施權若しくはこれを目的とする實權の設定、譲渡若しくは
変更に關する契約をすることができない。

軍事上秘密を要すると認められた（秘密を解除せられたものを含
む。）特許出願に係る發明又は特許權に關する契約についても同様
である。

第三條 何人でも通商産業大臣の許可を受けなければ外國に特許を出
願をすることができない。

第四條 第一條乃至前條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲
役若しくは罰金又は三千円以下の罰金に処する。

第五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の
従屬者が、その法人又は人の業務に關して前條の違反行為をしたと
きは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前條の罰金刑を

料する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

裏面白紙

連合軍最高司令部

1949年7月11日

AG 072 (22 9 49) E S S / S T
SCAPIN 2010 1

覚書。。。。。日本政府宛

件名。。。。。特許権及特許権に関する制限

1. 削除

(1) 連合軍最高司令部より日本政府宛 1946年3月8日附AG 07

2 (8 5 46) E S S / 2 6 SCAPIN 802 上記標題の件に関

する覚書

(4) 連合軍最高司令部より日本政府宛 1949年5月27日附AG 0

7 2 (2 2 9 45) E S S / S T SCAPIN 2010 標題・特許

出願に関する件。の覚書中第一項(4)

2. 連合軍最高司令部より日本政府宛 1949年5月27日附AG 072

(22 9 45) E S S / S T SCAPIN 2010 標題・特許出願に関

別紙

する件。の覚書参照のこと。

3. 上記覚書中第二項を次の通り改む。

2. 日本國民は連合軍最高司令部の許可ある場合を除き日本以外の諸外國に特許出願をすることが出来ない。又其國の特許権を譲受、実施又は取得することも出来ないが、外國が其國內法に依り日本國民に対し特許権を取得し且保持することを認める場合其等諸外國に特定の日本國民が特許を出願するには申請書を連合軍最高司令部に提出し該外國に出願する許可を求める必要あることを日本政府に通告するものである。

司令官に代りて

アール・エム・レヴィ

連合國最高司令部

一九四九年五月二七日

AG〇七二(二二sep 四五)ESS/ST
SCAPIN 二〇一〇

日本政府宛

特許出願に関する件

一、連合國總司令部発日本政府宛下記覚書を参照すること

イ、一九四五年九月二二日附SCAPIN第四五号

「金銀取引の統制」

ロ、一九四六年三月一〇日附SCAPIN第八〇二号

「特許権及び特許権に関する制限」

二、外國が其の國內法に依り日本國民に対し特許権を取得し且保持することを認める場合
其等諸外國に特定の日本國民が特許を出願するには申請書を連合國總司令官に提出して
出願書類送付の許可を求める必要があることを日本政府に通告する

三、日本政府は其の發明が一九四六年一月一日以降に爲されたもので且特許の出願せらる
る外國にとつて確實に使用され又は輸入される可能性ある發明として日本政府が推奨す
るものでない限り如何なる申請も提出してはならない、但し出願者が支拂に充当する通

貨を合法的に所持する者により特許取得に対する必要な料金及び手数料を支拂うべきこと
を証し得るときは該發明の可能的潜在價值は之を考慮する必要はないものとする

四、外國に特許出願書類を送付するに付て連合國總司令官より書面に依る許可を得たる場合
には其の許可書は出願書類の送付せられる國に在る指定名宛人にドル又はスターリングを
以て必要な料金を送付する請求と共に之を連合國總司令官の認可せる銀行に提出すること
を要する

外國爲替管理局が業務を開始した後には送金の請求は必要な外國爲替を使い得ること
との同局の証明を添附しなければならない

五、上記第四項に於ける「必要な料金」の語は特許の取得について一方のみ紛争又は第三者
の審問が實際に起らない時に支拂はれる正当な費用及び手数料を云う

六、上記第五項に定まれる必要な料金以外の費用又は手数料を要する如き手續は斯かる手
續を提起する前に日本政府及び總司令官に依り認可されねばならない

七、日本政府及び總司令官により認可された上記の手續に対する正当な料金の送付は必要な
料金を支拂う送金と同様な方法に依る

八、上記第四項及び第七項に於ける如きドル又はスターリングに依る送金に対する全ての要
求は送付されるドル又はスターリングを公定爲替換算率を以てする額に相当する円の提出

を伴わなければならない

九、日本政府は日本國國民の名義を以て外國に提出された出願に付て特許せられたる又は特許許可せられるべきものに關し、譲渡、実施許諾又は其の方法に依る取引は其の最後の決定前に總司令官により認可されねばならない、且つ其の書類は私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第六條の規定に従い公正取引委員会に提出する様通告される

一〇、日本政府は更に斯かる取引についてはその取引書類に報酬として支拂われる外國通貨は總司令官の勘定として總司令官認可の銀行に送金をなし上記銀行が特許権者又は出願人に円を支拂う旨を規定してある場合に限り取引の決定について認可されることを通告される

一一、外國に於て日本人の取得した特許は当該外國の國內法に従うものとする

一二、特許局と總司令官關係部局との直接通信は之を許可する

總司令官に代り

アル、エム、レビー

一九四六・三・八。附註・B・Q・覚書

聯合軍總司令部

聯合軍最高司令部

日本帝國政府ニ対スル覚書

終戦連絡中央事務局經由

特許権及特許権ニ關スル諸制限ノ件

一、日本帝國政府ハ日本帝國政府及各省部局若ハ代理者ノ名ニ於テ所有セラレアル一切ノ特許竝一九三〇年一月一日（昭和五年一月一日）以降ニ於テ秘密特許トシテ布告セラレタル一切ノ特許及現在日本帝國政府各省ノ所有スル一切ノ特許出願ニ表三部ヲ英文ニテ当司令部ニ提出スヘシ

ニ該表ニハ各特許及出願事項左ノ事項ヲ記載スヘシ

イ、特許及其ノ出願ノ簡單ナル記述

ロ、所有者名義

ハ、何人ニ依リ秘密特許トシテ分類セラレタルカ

ニ、如何ナル法規ニ依リ權利ヲ取得シタルカ

ホ、日本帝國政府ノ該特許ニ關シテ有スル利益

ヘ、發明者カ該特許ニ關シ現在有スル利益若ハ特許力返還サレタル場合ノ利益

ト、使用状況

チ、發明者ノ氏名及國籍

リ、外國ニ該特許登録及支拂ハルヘキ特許使用料及是ニ關スル契約

若ハ譲渡ノ簡單ナル記述

三、日本帝國政府ハ當司令部ノ許可ヲ受クル場合ヲ除キ直チニ左記ノ行

爲テ禁止スルニ必要ナル凡テノ措置ヲ講スヘシ

イ、第一項ニ記載セル特許権及特許出願ヲ含ムアラサル契約、移転

若ハ譲渡等ヲ行フ

ロ、日本國民ノ所有スル今後ノ特許ヲ他國ニ於テ今後登録スルコト

四、右ノ報告ハ一九四六年五月十日迄ニ提出スヘシ